

福祉分野の重点事項4（障害福祉）

総合的な障害者福祉施策の推進

【検討の視点】

- 現行の障害者計画では「誰もが自分らしく輝きながら共に暮らせる社会の実現」を基本理念に掲げ、障害の有無にかかわらず、誰もが等しく個人として尊重され、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる共生社会の実現に向けた取組を進めている。
- 共生社会の実現に向けては、障害のある人が自らの意思で希望する生活を選択し、自己実現していくための環境を整備するとともに、ライフステージや障害特性に応じたきめ細かなサービス提供及び切れ目のない横断的な支援の充実が不可欠となる。
- 地域全体の障害理解のもと、障害者差別解消の推進や情報取得・意思疎通に係る支援等の取組を通じて、社会参加の妨げとなる社会的障壁をなくし、あらゆる場面で自分らしく輝くことができる支援体制や環境づくりが求められている。
- 第2回地域福祉審議会（令和8年3月2日開催）において、目黒区障害者自立支援協議会から提出された障害者計画策定に関する意見を踏まえ、検討を進める。

1 地域で安心して暮らし続けることができる環境の整備

① 相談支援の充実

（参考資料1：区の相談支援体制について、参考資料1（別紙）：地域生活支援拠点及び基幹相談支援センターの役割イメージ（厚生労働省「令和7年度障害者地域生活支援体制整備事業 行政説明資料」より抜粋）、参考資料2：「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」改正後概要（案））

【現状・課題】

- 相談件数の増加や内容の複雑化に伴い、相談支援専門員の離職及び事業所の休廃止が続く、新規相談の受入れ困難やのぞまないセルフプランの増加が生じている。令和7年度に実施した次期障害者計画策定に関する調査では、「地域で自立した生活を送るために、重要と思う取組について」という設問に対し、「相談支援の充実」と回答した割合が、成人で54.4%、18歳未満の児童保護者で69.2%といずれも最も高く、調査結果からもニーズの高さがうかがえる。
- 地域の相談支援体制の強化を目的として、地域生活支援拠点及び基幹相談支援センターを設置しているが、それぞれの機能・役割が利用者や関係機関に十分浸透しておらず、高い専門性が求められることから人材確保・定着についても継続的な課題となっている。
- 重層的支援体制整備事業により分野横断的な連携が進みつつあるが、複合的な課題や制度の狭間の問題に対して、より円滑に対応していくため、さらなる連携強化が必要である。

【取組の方向性】

- 現行の相談支援体制に係る課題の分析や利用者の最新ニーズの把握により、新たな相談支援体制のあり方を早期に検討し、将来にわたり安定的な相談支援基盤を構築しなければなら

らない。

- 地域生活支援拠点の事業実績に対する検証・評価を行い、緊急時対応や地域のネットワーク構築等の機能強化が必要である。また、基幹相談支援センターが担うべき相談支援体制の中核機能を安定的に発揮できるよう人材確保を進めるとともに、各相談支援事業所に対する支援策の充実に向けた検討が求められる。
- 新規開設事業所に対する支援やセルフプラン解消に向けた取組など、相談支援を希望する方が確実に利用できるサービス提供体制の確保に向けて、区の実情に応じた独自施策についても検討が必要である。
- 分野横断的な包括的支援体制に向けて、障害分野のみならず関係する各会議体において情報共有や協働に向けた仕組みづくりを進め、地域全体で切れ目のない支援を期待する。

② 暮らしの場の整備

(参考資料3：障害者の暮らしの場に関する現状について)

【現状・課題】

- 障害のある人及びその家族の高齢化が進む中、親なき後を見据え、障害者グループホーム等の整備が急務である一方、利用ニーズに対して施設数が不足している。
- 特に医療的ケアを含む重度障害者に対応した施設は、年々ニーズが高まっている反面、設備投資や人材確保の整備ハードルが高く、民間事業者の新規参入が見込みにくいものとなっている。
- 近年の建築資材や人件費の急激な高騰に加え、都心部という立地上、整備に適した土地・建物の確保は事業者にとっても負担が重く、施設整備の大きな課題となっている。

【取組の方向性】

- 様々な障害種別・障害特性に対応していけるよう、重度化・高齢化の進展を踏まえ、利用者のニーズに応じた施設整備の検討が必要である。
- 民間事業者等による施設整備が促進されるよう、整備及び運営に係る補助事業を充実させるとともに、公有地等の活用及び活用可能な民有地・建物に関する情報収集と発信の強化が求められる。
- 目黒区居住支援協議会を活用し、区内の関係団体及び不動産関係者と連携の上、地域全体で居住支援策の推進が必要である。

③ 心のバリアフリーの推進

(参考資料4：心のバリアフリーに関する取組について)

【現状・課題】

- 「めぐろふれあいフェスティバル」をはじめ、障害理解・差別解消に係る啓発事業等を行っているが、参加者が当事者や関係者等に偏っており、地域住民全体への広がりとしては

限定的な効果に留まっている。

- 障害者差別解消法の改正により、令和6年度から合理的配慮の提供が全ての事業者に義務付けられたものの、未だ認知度が低く、事業者間における理解や対応能力に格差が生じている。

【取組の方向性】

- 啓発事業や交流の機会は、障害の有無にかかわらず、相互理解を深める上で貴重な場であるため、より幅広い区民参加につながるよう、周知方法や事業内容の充実が求められる。
- 障害者差別解消法の推進に当たっては、理念的な周知に留まることなく、差別解消法の趣旨や障害の社会的モデルの考え方にに基づき、全ての事業者にとってより実践的な啓発方法のあり方について検討しなければならない。
- 障害理解・差別解消のさらなる進展のためには、福祉教育の機会を充実させることで、学齢期から人権や多様性を尊重する意識を醸成していくことが重要となる。

④ 保健・医療・福祉の連携強化

(参考資料5：保健・医療・福祉の連携強化に向けた取組について)

【現状・課題】

- 精神障害のある人が年々増加傾向にあり、支援ニーズが多様化・複雑化していくことが見込まれている。
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム（にも包括）体制の構築に向けて、保健・医療・福祉の連携の場である「目黒区精神保健医療福祉推進協議会」や「精神障害者地域移行・地域定着推進連絡会」が設置されているが、それぞれの役割や所掌事項等が重複しており、取組の見えにくさが生じている。
- ピアサポーターの活用の有用性が高まっているものの、区の現行の取組の中においては活躍機会が限られている。

【取組の方向性】

- アウトリーチや関係機関の連携強化により、個別支援の充実を図っていく必要がある。
- 各会議体の位置づけを整理することで役割分担を明確化し、効果的・効率的な支援体制の構築が求められる。
- ピアサポーターが安心して活躍できる取組や機会の創出、及びそれを受け入れる地域づくりに向けた取組が必要である。
- 精神障害に限らず、障害のある人たちが安心して医療機関を受診することができる地域づくりに向けて、医療と障害のさらなる連携強化が求められる。受診可能な医療機関の情報を共有するなど、地域全体の取組について検討が必要である。

⑤ 権利擁護の推進

(参考資料6：成年後見制度の見直しについて(厚生労働省「第154回社会保障審議会障害者部会 資料6」より抜粋)

【現状・課題】

- 障害者虐待防止の主要機関である目黒区障害者虐待防止センターの認知度が低い。
- 誰もが自分の意志で希望する生活を実現するためには意思決定支援の促進が不可欠となるが、成年後見制度の構造的課題も含め、本人の意思に基づく支援を行うためには、高い水準での制度理解が求められている。

【取組の方向性】

- 障害のある人とその家族だけでなく、地域住民や障害福祉サービス事業所も対象とした啓発事業等を通じて、地域全体で虐待防止と人権擁護の意識を高めていく必要がある。
- 質の高い意思決定支援の実現に向けては、今後予定される成年後見制度の見直しに向けた法改正も踏まえ、現場の支援者及び障害のある人とその家族の双方において、共通理解を深めていく必要がある。

⑥ 災害時支援体制の強化

(参考資料7：災害対策基本法等の一部を改正する法律の概要(内閣府公式ウェブサイト「第217回国会で成立した内閣府所管法律の概要」より))

【現状・課題】

- 災害時の情報保障や障害特性に応じた避難誘導等については目黒区災害時要配慮者支援プランで定めているものの、実際の災害時における機能面については課題もある。
- 福祉避難所におけるマニュアルの整備状況や運用方針が外部からは分かりにくい状況となっている。
- それぞれの障害特性に配慮し、障害のある人とその家族等が安心して受けられる障害者参加型防災訓練を令和5年度から実施しており、年々、内容の充実を図ってきているが、参加者数が停滞しており、限定的な効果に留まっている。

【取組の方向性】

- 実効性の観点から、バリアフリー環境の整備を始め、災害時に有効に機能するための仕組みづくりを検討していく必要がある。さらに、福祉避難所の運営体制整備と地域や関係機関に向けた周知啓発の強化が求められる。
- 障害のある人とその家族等の参加を増やす働きかけだけでなく、支援者等に対する周知を強化し、平時から安全に避難できる環境を確認・確保することが重要となる。また、災害時の安心安全な避難のためには地域住民の理解が不可欠であることから、参加者要件の拡充等についても併せて検討する必要がある。

【①～⑥に関する国等の動き】

- これまで福祉・介護職員を対象としていた「処遇改善加算」について、令和8年度障害福祉サービス等報酬改定において、新たに障害福祉従事者が対象とされ、計画相談支援、障害児相談支援及び地域相談支援を行った場合に一定割合で報酬に加算されることとなる予定。
- 令和6年4月施行の改正障害者総合支援法において、地域生活支援拠点と基幹相談支援センターが障害者等の地域生活支援体制の要であり、地域移行推進の役割を担うものとして明確に規定された。
- 次期障害福祉計画及び障害児福祉計画（令和9～11年度）の策定に向けた国の「基本指針」は令和8年3月告示予定となっている。国の社会保障審議会障害者部会における「令和9年度に向けた障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針の見直し」（以下「基本指針の見直し」という。）において、主な事項として、以下の取組等が掲げられている。
 - ・地域の相談支援体制の充実強化：のぞまないセルフプランの解消に向けた取組の推進、医療分野等との連携、不安解消に向けたピアサポート等
 - ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築：システムの理念の明確化と実現に向けた市町村における相談及び援助の体制整備及び都道府県における体制整備
 - ・障害者等に対する虐待の防止等：ガイドラインを踏まえた意思決定支援の一層の推進、希望する生活の実現に向けた母子保健・児童福祉の関係機関との連携等
 - ・災害時における障害福祉サービス提供の確保：災害時の要配慮者への障害福祉サービス提供の確保に向けた事業者と地方公共団体の防災部局等との連携強化等
- 法制審議会民法（成年後見等関係）部会において、成年後見制度の見直しに向けた調査審議を行い、取りまとめた民法等の改正に関する要綱案が令和8年2月の法制審議会で承認され、法務大臣に答申された。
- 災害対策基本法等の一部を改正する法律により、災害救助法の救助の種類に「福祉サービスの提供」が追加され、災害対策基本法においても「福祉サービスの提供」が明記された。

2 社会参加の促進

（参考資料2：「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」改正後概要（案）、参考資料8：社会参加の促進に向けた取組について）

【現状・課題】

- 障害のある人があらゆる分野の活動に参加するためには、情報取得環境の整備が必要だが、具体的な支援や地域全体の理解については未だ不十分である。
- 障害のある人の日常生活や社会参加において移動支援事業は欠かせないものだが、ガイドヘルパーの不足が慢性化しており、特に朝夕における通学・通所の時間帯の不足が深刻なため、利用を断られる状況が生じている。
- 障害者就労支援については、令和7年10月に創設された就労選択支援や法定雇用率の段

階的な引き上げ等の影響により、大きな環境変化とともに支援ニーズの多様化が見込まれる。

- 障害のある人が生きがいを持ち自分らしい生活を送るために、余暇活動や芸術文化・スポーツ等の多様な活動機会の確保が必要となるが、十分に環境が整備されていない。

【取組の方向性】

- 情報取得環境の整備に当たっては、様々な障害特性に応じた情報保障や意思疎通手段の確保を推進するとともに、支援者や地域住民の理解促進に向けた情報発信を強化していかなければならない。
- 移動支援事業に係るガイドヘルパー不足の解消に向けては、今後より多くの希望者が利用できるよう、報酬単価の引上げや加算制度の創設、利用時間・用途の見直し等について検討し、人材確保を図っていかなければならない。
- 障害者就労支援の充実に向けては、引き続き、区の中核機能である目黒障害者就労支援センターと連携強化を図り、これまで培ってきた地域の関係機関との協働関係も活用しながら、今後の状況変化に応じた新たな支援のあり方について検討していく必要がある。
- 余暇活動等の場の拡充については、ニーズも多様化していることから、分野横断的な活動機会や社会資源の創出に向けて検討していかなければならない。また、参加することに困難や抵抗を感じる人に対しては、ピアサポーターによる参加支援等により、誰もが安心して参加できる仕組みづくりを推進するとともに、実施団体の増加に向けた支援も併せて検討が求められる。さらに、現在実施している障害者通所施設利用時間外活動支援事業についても、実施場所や体制の確保に努め、受入れ体制の強化を図っていく必要がある。

【国等の動き】

- 基本指針の見直しにおいて、主な事項として、以下の取組等が掲げられている。
 - ・きめ細かい地域ニーズを踏まえた支援体制の整備：意思疎通支援者の養成や障害当事者に対するICT機器の利用支援等
 - ・福祉施設から一般就労への移行等：就労選択支援の積極的な利用を促すための体制確保の推進等
 - ・障害者スポーツによる社会参加等の促進：文化芸術活動、スポーツ等を通じた社会参加の促進に向けた関係機関の連携等

3 ライフステージや障害特性に応じた自立への支援の充実

（参考資料2：「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」改正後概要（案）、参考資料9：ライフステージや障害特性に応じた自立への支援の充実について、参考資料8（別紙）：児童発達支援センターの中核的機能（こども家庭庁「地域における児童発達支援センター等を中核とした障害児支援体制整備の手引き（令和6年4月）」より抜粋）

【現状・課題】

- 障害福祉人材の確保に向けては、介護・高齢分野との協働事業として「めぐろ福祉しごと相談会」を年2回開催し、求職者と福祉事業者とのマッチング支援を行っているが、近年は当日の参加者・事業者、採用実績ともに停滞しており、効果的な取組には至っていない。加えて、人材育成・定着によるサービスの質の向上に向けた支援策については、事業者に対する研修受講・実施に係る費用助成や基幹相談支援センターによる研修や事例検討会の開催といった取組にとどまっている。
- 障害には様々な種類があり、それぞれの障害特性に応じた専門的な支援が求められる。特に強度行動障害は、その特性から地域生活を送る上での困難さや家族等の心身の負担が大きく、専門技術を有する人材の不足により、支援体制が十分に整っていない状況である。
- 障害児が地域で安心して暮らし続けるためには、一人ひとりに寄り添った切れ目のない支援が不可欠であり、中核的な役割を担う児童発達支援センターの機能化が必要となる。しかし、現行のセンターの機能や役割については明確になっておらず、障害児とその家族や関係機関にも十分に浸透していない。障害児の支援においては、福祉分野に限らず、様々な分野との連携強化が重要なため、当該センターを主軸とした多機関によるネットワークの構築が今後の課題である。

【取組の方向性】

- 人材確保策がさらなる効果を発揮できるよう、これまでの取組の検証等を踏まえ、既存事業の改善を図っていく必要がある。具体的には、当日の会場参加だけでなくオンラインでの情報発信も含めた開催方法の検討など、幅広い対象者にとって参加メリットが感じられる事業内容への充実が求められる。
人材育成・定着策については、研修等に係る費用助成を事業者にとって活用しやすい制度に見直すとともに、当該制度の活用を促すための取組についても検討していかなければならない。また、多様化するニーズに対応しながら、事業者が将来にわたり安定的な運営とサービスの質を維持していくためには、若い働き手の確保も重要である。障害福祉の仕事の魅力発信を進めるとともに、ICT活用による業務効率化など、現場の負担軽減と離職防止に向けた取組についても併せて検討していく必要がある。
- 強度行動障害の支援体制の整備に向けては、まずは具体的なニーズの把握に向けて、障害福祉サービス事業者、相談支援事業者、障害者団体といった関係機関に調査等を実施し、併せて、専門技術を有する支援者の確保や家族等に対する支援策の検討を期待する。
- 障害児支援体制の充実に向けては、地域全体で障害児支援をサポートするという視点のもと、児童発達支援センターが主体となり、保健・医療・福祉における各専門職がそれぞれの専門性を発揮しながら相互に連携し、多様なニーズに対応していく体制を構築する。特に今後は教育分野との連携についても強化が必要であり、全ての子どもが同じ場でいきいきと学べるインクルーシブ教育システムの構築に向けて、教職員や児童、保護者等への理

解啓発を進めるとともに、交流機会の創出や共同学習のあり方、特別支援教育支援員の充実について福祉と教育の双方の分野で検討していくことが求められる。

- 発達障害のある児童の二次障害の防止に向けては、保護者支援や伴走型支援、こども家庭センター等との連携が重要である。

【国等の動き】

- 基本指針の見直しにおいて、主な見直し事項として、以下の取組等が掲げられている。
 - ・障害福祉人材の確保、定着、ケアの充実のための生産性の向上：ICT機器等の導入などによる間接業務の効率化と直接処遇業務の負担軽減・質の向上の推進等
 - ・きめ細かい地域ニーズを踏まえた支援体制の整備：様々な障害特性に応じたサービス提供体制の整備や専門人材の確保・育成、強度行動障害について予防的観点からの支援や関わりに向けた地域の関係機関の連携強化及び支援者育成等
 - ・障害児支援の提供体制の整備等：「気付き」の段階を含めた多様な障害児とその家族の支援及びインクルージョンの推進に向けた、児童発達支援センターを中心とした伴走的な相談支援体制の確保等
- 高次脳機能障害の理解促進及び必要な支援を切れ目なく受けられるようになることを目的とした高次脳機能障害者支援法の施行（令和8年4月1日予定）を踏まえ、専門的な医療の確保や家族支援等の取組について検討が進められている。